



福井県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年11月21日

福井県後期高齢者医療広域連合長

東村新一

福井県後期高齢者医療広域連合条例第10号

福井県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

福井県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条」を「第203条の2第4項」に改める。

第2条第1項第2号を削り、同項第3号中「（以下「委員会の委員等」という。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別表第2議会の項を削り、同表附属機関の委員その他の非常勤職員の項中「委員」を「委員等」に改める。

別表第3区分の欄を次のように改める。

広域連合長
副広域連合長
選挙管理委員会委員
監査委員
附属機関の委員等その他の非常勤職員

別表第3備考第2号中「航空費」を「航空賃」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。